

埼玉「違憲訴訟」 推進ニュース

(No. 10) 2017年3月1日

発行：全日本年金者組合埼玉県本部
年金裁判推進本部
さいたま市見沼区東大宮5-53-16
☎ (048-686-2044) FAX (048-686-2144)
Eメール:nenkinsaitama@kzh.biglobe.ne.jp

第4回口頭弁論 開かれる



年金引き下げは 社会権規約違反

第4回口頭弁論に集まった、原告、傍聴者の皆さん=2月15日(水)、さいたま地裁

第4回口頭弁論は、2017年2月15日(水)さいたま地裁で開かれました。原告、傍聴者合わせて140人が参加しました。

法廷で、斉藤耕平弁護士はプロジェクターを使い、今回の「特例水準解消」が社会権規約に反する=憲法25条に違反すると主張しました。

1948年に開かれた国連総会で採択された「世界人権宣言」の内容を具体的に、豊かに発展させようと採択されたのが「社会的及び文化的権利に関する国際規約」(社会権規約)と「市民的及び政治的権利に関する国際規約」(自由権規約)です(1966年採択)。

この「社会権規約」の冒頭には「…人権及び自由の普遍的な尊重及び遵守を助長すべき義務を国際連合憲章に基づき諸国が負っている」とし、31条からなる規定があります。

その「規約」をさらに具体的に規定したのが「一般的意見」で、その42には、後退的措置(今回の年金削減など)を取る場合には6項目を「最大限慎重に検討」しなければならないとしています。今回、斉藤弁護士は減額決定をする際にこの6項目をどのように検討したのかを示してほしいと被告(国側)に要求しました。

報告集会では、宍戸出・埼玉労連事務局長、生健会の高藤登喜恵さんから連帯の挨拶をいただきました。

※裏面に社会権規約を掲載

第5回口頭弁論

期日：2017年6月7日(水)11時開廷
集合：10:00・さいたま地裁
会場：さいたま地裁105法廷
報告集会：11:30~ほまれ会館